

平成 31 年 1 月 31 日

各障がい福祉サービス等事業運営法人代表者様

大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課長

指定特定相談支援事業（計画相談支援）の充実に向けたご協力のお願いについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は本市福祉行政の推進にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、計画相談支援につきましては、平成 24 年の障害者自立支援法改正に伴う制度創設以来、その重要性に鑑み、本市といたしましても利用の促進に取り組んできたところです。皆様方の多大なご協力によりまして、現在では計画相談支援を提供する指定特定相談支援事業所は 350 ヶ所を超え、14,000 人以上の障がいのある市民の方に計画相談支援を利用していただくことができいております。しかしながら、障がい福祉サービスの利用者が増加し続けていることもあり、計画相談支援を利用している方の割合は未だ 50%に達していない現状があります。

もとより、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るためには、一人ひとりの生活に関する希望や抱える課題などニーズを的確に把握したうえで、障がいのある方に寄り添いながら、その方に適した障がい福祉サービスなどの情報を広く提供するとともに、自立した地域生活を送るための総合的な支援計画を作成し、計画に沿ったサービス調整を行って、一体的・総合的なサービス提供を確保する計画相談支援の活用が重要であり、障がい福祉サービスを利用する方のうち、多くの方がこのサービスを利用できていないことについて、大変憂慮しているところです。

このような状況を改善し、適切な計画相談支援の利用により障がいのある方の地域での暮らしを支えていくためには、計画相談支援の提供体制の一層の充実強化が必須であることから、障がい福祉サービス等の事業を運営されている法人の皆様にご報告するとともに、新規の指定特定相談支援事業所の立ち上げや既存の指定特定相談支援事業所の強化についてお力添えをいただきたく、ご案内を差し上げる次第でございます。

つきましては、資料といたしまして、計画相談支援事業の概要について取りまとめたもの、及び国の制度設計を踏まえた給付費算定のモデル事例を作成して添付しておりますので、適宜ご参考いただき、新規の指定特定相談支援事業所の立ち上げ、既存の指定特定相談支援事業所における相談支援専門員の増配置などについて、前向きにご検討いただけましたら幸いに存じます。

この件につきましてご不明な点がございましたら、お気軽に下記連絡先までお問い合わせください。業務ご多用のところ大変恐縮ではございますが、何卒よろしくお願いいたします。

敬具

【お問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課

担当：大森・松浦・綾塚 TEL06-6208-7999

〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号

計画相談支援の概要

1. 計画相談支援について

障がいのある方が、住み慣れた地域で、安心して豊かに暮らし続けていくためには、必要なサービスや制度の利用方法等を知り、さまざまなサービスを上手に利用していく、つまりは本人を取り巻く関係を常に調整しながら生活していくことが必要となります。

相談支援は、本人の思いや希望をもとに、本人が選択した生活の場において暮らし続けることを支援するコーディネーターとしての役割を果たしています。その際、本人の権利擁護の視点はもとより、本人が本来持っている力をしっかりと発揮できるようにエンパワメントの視点から、本人中心の支援計画を立て、本人の納得を得ながら支援を進めるように心がけることが大切です。さらに、支援にあたっては中立公正の立場に立ち、チームアプローチによる支援の実施のためにネットワークを構築することが求められるとともに、地域における社会資源の改善・開発の役割を担うことも期待されています。

障害者総合支援法では、居宅介護や生活介護、グループホームといった「障がい福祉サービス等」の利用を申請する際には、原則として指定特定相談支援事業者が作成した「サービス等利用計画案」を提出することとされています。

計画相談支援は、障がい者又は障がい児の保護者が障がい福祉サービス等を適切に利用できるよう、個別の状況に応じてサービス等利用計画を作成し、計画に基づく障がい福祉サービス等の提供が確保されるよう、事業者等との連絡調整を行うものです。また、サービス等利用計画が適切であるかどうかについて、一定の期間ごとに、障がい福祉サービス等の利用状況などを検証します。

2. 計画相談支援のサービス内容

- 計画相談支援には、「サービス利用支援」と「継続サービス利用支援」があります。

①「サービス利用支援」とは

利用者の居宅を訪問してアセスメントを行い、支給決定前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス担当者会議を開催のうえ、サービス等利用計画（本計画）を作成することです。

②「継続サービス利用支援（モニタリング）」とは

サービス利用支援において作成されたサービス等利用計画が適切かどうかについて、定期的に利用者の居宅を訪問して検証し、必要に応じて計画の見直しを行うことです。

※モニタリングは、予め決定されたモニタリング頻度に応じ、モニタリング予定月に実施します。

※モニタリング頻度については、国が対象者ごとに示す標準的なモニタリング期間を踏まえ、利用者の状況等に応じて、毎月、3か月ごと、6か月ごとなどの決定を行います（全員が毎月モニタリングとなるわけではありません）。

3. 計画相談支援の対象者

原則として、障がい福祉サービス・地域相談支援の支給申請者全てが対象です。

※介護保険サービスと障がい福祉サービスを併用している場合は、介護保険のケアプラン対象者となるため、市町村が必要と認める場合のみ対象となります。

※障がい児が児童福祉法に基づく障がい児通所支援と障がい福祉サービスを併せて利用する場合は、障がい児相談支援の対象者となり、障がい児相談支援において一体的にマネジメントされるため、計画相談支援の対象者とはしていません。

4. 指定特定相談支援事業者の指定基準について

- ・障害者総合支援法では、上記の「計画相談支援」とともに、障がい者等からの相談に応じて情報提供や助言、事業者等との連絡調整を行う「基本相談支援」を行う事業を「特定相談支援事業」と呼んでいます。

- ・計画相談支援を行うためには「特定相談支援事業所」としての指定を受ける必要があります。

①人員基準

- ・指定特定相談支援事業所には、「相談支援専門員」と「管理者」を配置する必要があります。

※業務に支障がない場合は「相談支援専門員」と「管理者」を兼ねることができま
す。また、指定障がい児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所（地域移行支
援・地域定着支援）、指定自立生活援助事業所、及び介護保険における居宅介護支
援事業所の業務と兼務することも可能です。

※相談支援専門員が1人であっても事業所指定を受けることができます。なお、常
勤・専従の相談支援専門員を2人以上配置し、その他、現任研修修了など所定の
要件を満たした事業所は「特定事業所加算」を取得することができます。

※相談支援専門員以外の従業者はサービス等利用計画の作成業務などはできません。
補助的業務のみ行うことが可能です。

- ・相談支援専門員1人あたりの標準的な支援件数は35件とされています。

（注）過去6か月間の月平均件数（サービス利用支援、継続サービス利用支援の実
施件数）であり、契約者数ではありません。

②設備基準

- ・事業を行うために必要な広さの区画、設備、備品等が必要です。

※指定特定相談支援事業を行うための区画が明確に特定されていれば、他の事業と
同一の事務室でも差し支えありません。相談室、設備、備品についても、運営に支
障がない場合は兼用も可能です。

5. 相談支援専門員について

・相談支援専門員として従事するためには、次の①と②の要件を満たす必要があります。

①実務経験があること

※施設等で相談支援業務に従事した場合は5年以上、介護等の直接支援業務に従事した場合は10年以上（ただし特定の資格を有している場合は3年または5年以上）の実務経験が必要です。

②相談支援従事者初任者研修を修了していること

※相談支援従事者研修は都道府県で実施します。（H30年度、大阪府では3回実施）
※初任者研修終了後も、5年ごとに相談支援従事者現任研修を受けなければ資格が失効します。

6. 計画相談支援の報酬について

①基本報酬

	I（40件未満の部分）	II（40件以上の部分）
サービス利用支援費	1,458 単位/月	729 単位/月
継続サービス利用支援費	1,207 単位/月	603 単位/月

※1単位の単価は、大阪市は、10.96円（平成30年度）です。

※前6か月の相談員1人あたりの支援件数が40件以上となった場合は、39件を超えた件数分、減算対象（基本報酬IIで請求）となります。

※介護保険制度のケアプラン作成対象者に、サービス等利用計画書の提出を求める場合で、同一の者が両方の計画を作成する場合は、減算となります。

※平成30年度に限り、「経過的な基本報酬」が設定されています。

■報酬算定のイメージ

（4月～翌年3月のサービス利用で、モニタリング頻度が3か月ごとの場合）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画作成		モニタリング			モニタリング			モニタリング			モニタリング

…上記の場合、4月提供分として「サービス利用支援費」が算定され、6月、9月、12月提供分として「継続サービス利用支援費」が算定されます。

※3月（最終月）のモニタリングについて、支給決定を更新する場合は、その後に行う「サービス利用支援」における支援内容に含まれるため、算定対象外となります。

②各種加算

主な加算の名称と単位数を記載しています。

加算名称	単位
特別地域加算	所定単位数の15%を加算
利用者負担上限額管理加算	150 単位/月
特定事業所加算 I～IV	(I)500 単位/月 (II)400 単位/月 (III)300 単位/月 (IV)150 単位/月
初回加算	300 単位/月
入院時情報連携加算	(I)200 単位/月 (II)100 単位/月
退院・退所加算	200 単位/回
居宅介護支援事業所等連携加算	100 単位/月
医療・保育・教育機関等連携加算	100 単位/月
サービス担当者会議実施加算	100 単位/月
サービス提供時モニタリング加算	100 単位/月
行動障害支援体制加算	35 単位/月
要医療児者支援体制加算	35 単位/月
精神障害者支援体制加算	35 単位/月

※このほか、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所を対象とした「地域生活支援拠点等相談強化加算」「地域体制強化共同支援加算」があります。

7. 問い合わせ先

◆相談支援制度全般に関すること

大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課 TEL(06)6208-7999

◆事業所指定に関すること

大阪市福祉局障がい者施策部運営指導課 TEL(06)6241-6520

◆各区障がい者基幹相談支援センターにおいてもご相談に応じています。

(連絡先は障がい者基幹相談支援センター案内チラシをご参照ください)

8. 参考ホームページ

◆計画相談支援について（大阪市）

<http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000173623.html>

◆相談支援専門員について（大阪府）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/shogai-chiki/soudanshienkensyu.html>

◆事業所指定について（大阪市）

<http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000157158.html>

(本資料の掲載内容は2018年12月時点のものです)

■ 計画相談支援給付費のモデル事例について

※この資料は、国の制度設計を踏まえ、標準とされる支援の実施による給付費をモデル的に試算したものであり、実際の支援の実施状況によっては異なります。

平成30年度からの報酬体系

◆ 計画相談支援 10.96円/単位

	単位数	円換算
サービス利用支援費 I	1,458	15,979
継続サービス利用支援費 I	1,207	13,228
特定事業所加算 I	500	5,480
特定事業所加算 II	400	4,384
特定事業所加算 III	300	3,288
特定事業所加算 IV	150	1,644
初回加算	300	3,288
入院時情報連携加算 I	200	2,192
入院時情報連携加算 II	100	1,096
退院・退所加算	200	2,192
居宅介護支援事業者等連携加算	100	1,096
医療・保育・教育機関等連携加算	100	1,096
サービス担当者会議実施加算	100	1,096
サービス提供時モニタリング加算	100	1,096
行動障害支援体制加算	35	383
要医療児者支援体制加算	35	383
精神障がい者支援体制加算	35	383

【参考】障がい児相談支援

	単位数	円換算
障がい児支援利用援助費 I	1,620	17,755
継続障がい児支援利用援助費 I	1,318	14,445

■ 月平均の給付費算定見込み(モデル事例)

前提条件: 相談支援専門員一人当たり一月の支援件数35件

(下記の例では、相談支援専門員一人当たりの契約利用者数は70人強)

[本市におけるサービス提供実績の平均値(サービス利用支援年1回・17%、モニタリング年5回・83%)の比率をあてはめて、一月当たりの実施件数を想定。]

① 相談支援専門員2人配置で特定事業所加算IVを取得した場合

	回数	報酬
サービス利用支援費 I	12	191,748円
継続サービス利用支援費 I	58	767,224円
特定事業所加算IV	70	115,080円
計		1,074,052円 (537,026円/人)

② 相談支援専門員1人配置の場合

	回数	報酬
サービス利用支援費 I	6	95,874円
継続サービス利用支援費 I	29	383,612円
計		479,486円

◎ 相談支援専門員の従事年数や習熟度合、利用者個々の必要な個別の支援の多寡などにより、必ずしも上記件数が実施されるものではありません。

◎ 実施した支援の内容によっては、各種加算が算定される場合があります。

【参考】計画相談支援給付に関する各種加算について

加算名称	概要	単位
特別地域加算	別に厚生労働大臣が定める地域(中山間地域や離島など)に居住するか、同地域の障がい者支援施設等に入所等している者に対して支援をした場合に加算	所定単位数の15%を加算
利用者負担上限額管理加算	利用者負担額の合計額の管理を行った場合に加算 ※特定相談支援事業所が上限額管理を行うのはモニタリング頻度が「毎月」の方だけです。	150単位/月
特定事業所加算 Ⅰ～Ⅳ	常勤・専従の相談支援専門員を2名以上配置しているなど、厚生労働大臣が定める基準に適合している指定特定相談支援事業所に対して加算	(Ⅰ)500単位/月 (Ⅱ)400単位/月 (Ⅲ)300単位/月 (Ⅳ)150単位/月
初回加算	新規にサービス等利用計画を作成する者に対してサービス利用支援を行った場合に加算 ※経過的サービス利用支援費には算定不可	300単位/月
入院時情報連携加算	入院時に医療機関が求める利用者の情報を、利用者の同意を得たうえで提供した場合に加算。	(Ⅰ)200単位/月 (Ⅱ)100単位/月
退院・退所加算	退院・退所時に医療機関等の多職種から情報収集することや、医療機関等における退院・退所時のカンファレンスに参加して情報収集を行った上でサービス等利用計画を作成した場合に加算。	200単位/回
居宅介護支援事業所等連携加算	介護保険に移行する場合に、利用者の情報やサービス等利用計画の内容等について、利用者の同意を得たうえでケアマネジャーに提供し、居宅サービス計画等の作成に協力した場合に加算。	100単位/月
医療・保育・教育機関等連携加算	サービス利用支援の実施時において、障がい福祉サービス等以外の医療機関、保育機関、教育機関等の職員と面談を行い、必要な情報提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成した場合に加算。	100単位/月
サービス担当者会議実施加算	継続サービス利用支援実施時に、利用者の居宅等を訪問し利用者に面接することに加えて、サービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、利用者等の状況やサービス提供状況を確認するとともに、利用計画の変更等について検討を行った場合に加算。	100単位/月
サービス提供時モニタリング加算	継続サービス利用支援実施時またはそれ以外の機会において、サービス等利用計画に位置付けた福祉サービス事業所等を訪問し、サービス提供場を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算。	100単位/月
行動障害支援体制加算	強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を配置している場合に加算	35単位/月
要医療児者支援体制加算	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者を配置している場合に加算	35単位/月
精神障害者支援体制加算	精神障がい者支援の障がい特性と支援技法を学ぶ研修又は精神障害者の地域移行関係職員に対する研修修了者を配置している場合に加算	35単位/月

※このほか、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所を対象とした「地域生活支援拠点等相談強化加算」「地域体制強化共同支援加算」があります。

【参考】特定事業所加算の算定要件について

	算定要件	I	II	III	IV
		500単位	400単位	300単位	150単位
(1)	① 常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、その内1名以上が主任相談支援専門員であること。 ※主任相談支援専門員を含む3名以外は、業務に支障がない場合は同一敷地内の他業務との兼務可	○	—	—	—
	② 常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、その内1名以上が現任研修修了者であること。 ※現任研修修了者を含む3名以外は、業務に支障がない場合は同一敷地内の他業務との兼務可	—	○	—	—
	③ 常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、その内1名が現任研修修了者であること。 ※現任研修修了者を含む2名以外は、業務に支障がない場合は同一敷地内の他業務との兼務可	—	—	○	—
	④ 常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、その内1名が現任研修修了者であること。 ※現任研修修了者1名以外は、業務に支障がない場合は、相談事業所等への従事を主たる業務とした上で、同一敷地内の他業務との兼務可	—	—	—	○
(2)	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること。	○	○	○	○
(3)	24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。	○	○	○	—
(4)	新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、主任相談支援専門員(Ⅱ～Ⅳは現任研修修了者)の同行による研修を実施していること	○	○	○	○
(5)	基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供していること	○	○	○	○
(6)	基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること	○	○	○	○
(7)	計画相談支援と障害児相談支援の一月当たりの取扱件数が40件未満であること (※) 現行の特定事業所加算を算定していた事業所が特定事業所加算(Ⅲ)を算定する場合は、平成31年3月までは要件を満たさなくても算定可	○	○	○ (※)	○

(注) 特定事業所加算ⅡとⅣは平成32年度末までの時限措置